総 務 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年２月 20 日(木)
　　午前 10 時
場所　第１委員会室）

○　所管事項の報告について

１　八戸市景観条例の一部改正（案）の概要について

２　八戸市新美術館建築本棟工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

３　八戸市新美術館電気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

４　八戸市新美術館機械設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

５　長根公園駐車場について

６　「氷都新時代！八戸国体」青森県選手団の成績等について

７　包括外部監査契約の締結について

８　八戸市職員の定年等に関する条例の一部改正（案）の概要について

９　八戸市職員の退職年金等条例の廃止（案）の概要について

10　令和２年度機構改革（案）及び八戸市事務分掌条例の一部改正（案）の概要について

11　八戸市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の一部改正（案）の概要について

12　令和元年度八戸市職員採用試験の実施状況について

13　懲戒処分（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反並びに青森県迷惑行為等防止条例違反）の報告について

14　八戸市監査委員に関する条例の一部改正（案）の概要について

15　令和２年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

16　八戸市こども支援センター条例の一部改正（案）の概要について

総　務　協　議　会 令和２年２月２０日 まちづくり文化スポーツ部 まちづくり文化推進室

八戸市景観条例の一部改正（案）の概要について

１　改正理由

八戸市景観計画の改定に伴い、特に重点的に景観づくりを進める地区を景観重点地区と位置づけ、景観施策を実施するため所要の改正をするもの。

２　主な改正内容

（１）景観重点地区の指定

特に重点的に景観づくりを進める地区を景観重点地区として景観計画に定めることができることとするもの。

（２）景観重点地区における届出を要しない行為

景観法に定める行為の届出（※）に関して、景観重点地区における届出を要しない行為は、地区ごとに規則に定めることとするもの。

※景観法に定める行為の届出（景観法第 16 条第１項）

景観計画区域内において建築物の建築等を行おうとする者に、あらかじめその内容について届出を義務づけるもの。

（３）景観重点地区における行為の事前協議及び完了届

景観重点地区における一定規模を超える建築等の行為については、届出前の事前協議を義務づけ、その内容が景観計画に定める制限事項に適合しない場合は助言・指導を行うこととするほか、当該行為が完了した際の届出を義務づけるもの。

３　経過措置

・改正条例施行日に既に届出している行為については、改正前の条例によるものとする。

・施行日から３０日までの間に着工する行為の届出対象範囲は、改正前の条例によるものとする。

・施行日から２カ月までの間に着工する行為については、事前協議及び完了届出は不要とする。

４　施行期日

令和２年７月１日

（参考）是川景観重点地区における事前協議対象範囲

建築等の行為に係る事前協議の対象は、現在、市全域で義務づけている届出対象と同規模とし、新たに太陽光発電設備の設置に関する事項を追加することとして、別途、規則で規定するもの。

対象行為		是川景観重点地区		（参考）八戸市全域	
		届出対象	事前協議対象	届出対象	事前協議対象
建築物の新築、増築、改築、移転		延べ床面積 10 ㎡超	建築面積 1,000 ㎡超 又は高さ 10m超	建築面積 1,000 ㎡超 又は高さ 10m超	事前協議不要
工作物の新築増築改築移転	さく、塀、擁壁など	高さ 1.5m超	高さ 5m超	高さ 5m超	
	物見塔、鉄塔、電波塔（携帯電話基地局等）、煙突、鉄柱、木柱、排気塔など	高さ 5m超	高さ 13m超	高さ 13m超	
	電線路等	高さ 10m超	高さ 20m超	高さ 20m超	
	遊戯施設、自動車車庫の用に供する立体的施設、製造施設、貯蔵・処理施設	築造面積 10 ㎡超 又は高さ 5m超	築造面積 1,000 ㎡超 又は高さ 13m超	築造面積 1,000 ㎡超 又は高さ 13m超	
	太陽光発電設備の設置	事業敷地 300 ㎡超	事業敷地 300 ㎡超	届出不要	
	橋りょうなど	長さ 20m超	長さ 20m超	長さ 20m超	
開発行為		土地の面積 300 ㎡超 又は法面の高さ 1.5m超	土地の面積 3,000 ㎡超 又は法面の高さ 5m超	土地の面積 3,000 ㎡超 又は法面の高さ 5m超	
土地の形質の変更		土地の面積 300 ㎡超 又は法面の高さ 1.5m超	土地の面積 3,000 ㎡超 又は法面の高さ 5m超	土地の面積 3,000 ㎡超 又は法面の高さ 5m超	
木竹の伐採		伐採面積 50 ㎡超 又は高さ 5m超	伐採面積 1,000 ㎡超	伐採面積 1,000 ㎡超	
物件の堆積		築造面積 50 ㎡超 又は高さ 1.5m超	築造面積 1,000 ㎡超 又は高さ 5m超	築造面積 3,000 ㎡超 又は高さ 5m超	
水面の埋立又は干拓		届出不要	事前協議不要	水面の面積 3,000 ㎡超 又は法面の高さ 5m超	

（参考）是川景観重点地区の対象範囲（8000 分の 1）

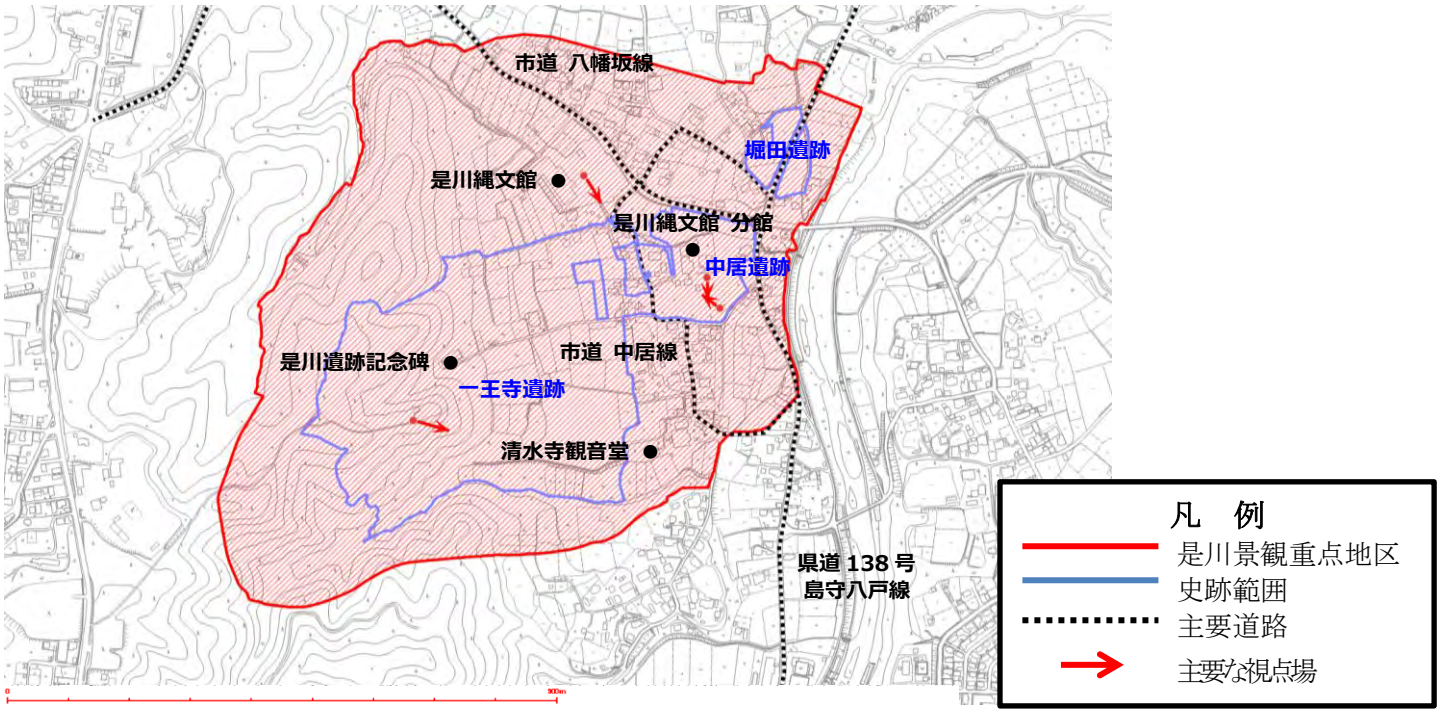

総務協議会資料
令和２年２月２０日
まちづくり文化スポーツ部
新美術館建設推進室

八戸市新美術館建築本棟工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
八戸市新美術館電気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
八戸市新美術館機械設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

１．建築本棟工事

（１）工 事 名

八戸市新美術館建築本棟工事

（２）契 約 者

鴻池組・田名部組・東復建設特定建設工事共同企業体

（３）専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第 180 条第１項に基づき、専決処分したもの

（４）主な変更理由

①平成 31 年４月以降の単価適用により、労務単価及び技術者単価が増加したため

②敷地内で発見された地中障害物を撤去したため

③周辺への振動・騒音を最小限とするため山留シートパイルを残置したため

（５）契 約 額

変更前	2,091,852,000 円
変更後	2,098,334,300 円
増　額	6,482,300 円

（６）処分年月日

令和２年２月 12 日

２．電気設備工事

（１）工 事 名

八戸市新美術館電気設備工事

（２）契 約 者

ユアテック・溝口電気特定建設工事共同企業体

（３）専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第 180 条第１項に基づき、専決処分したもの

（４）変更理由

平成 31 年４月以降の単価適用により、労務単価及び技術者単価が増加したため

（５）契約額

変更前	349,920,000 円
変更後	351,320,300 円
増　額	1,400,300 円

（６）処分年月日

令和２年２月 12 日

３．機械設備工事

（１）工 事 名

八戸市新美術館機械設備工事

（２）契 約 者

ダイダン・サカモト・葵　特定建設工事共同企業体

（３）専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第 180 条第１項に基づき、専決処分したもの

（４）変更理由

平成 31 年４月以降の単価適用により、労務単価及び技術者単価が増加したため

（５）契約額

変更前	646,920,000 円
変更後	649,265,200 円
増　額	2,345,200 円

（６）処分年月日

令和２年２月 12 日

総務協議会資料
令和２年２月２０日
まちづくり文化スポーツ部
長根屋内スケート場

長根公園駐車場について

１．長根公園駐車場の今後の方針について

令和元年１０月２５日から３日間開催された『全日本スピードスケート距離別選手権』時の状況及び『第７５回冬季国体』を参考にしても、大きな渋滞や混乱がなかったことから、市としては、**当面の間、現在のようにゲートは設置せずに無料とし、県内外から観客が多く集まることが見込める大会やイベントの際に有料化を検討する方法**で運営して行きたい。

【参考】観客が多く集まることが見込める大会やイベントの例
①日本スケート連盟が開催する日本代表クラスの選手が出場する大会
②コンサートや大相撲、演劇などの興行（チケットに駐車料金を付加する）
③全国的に人気を誇る展示会等

２．これまでの検討経過について

・長根公園内及び近隣道路の渋滞緩和並びに公園内無断駐車車両の抑制を図るため、屋内スケート場完成を機に駐車場の有料化を検討してきた。

・施設利用者を無料とするほか、公園内利用者も１時間無料とし、上限６００円の条例改正案を議会に上程したが、一部議員から再考を求める意見があった。

・上記対策として、市内学校関係者等にアンケート調査を実施したが、賛成、反対はほぼ同数に近かった。

・その後、令和元年１０月に開催される全日本スピードスケート距離別選手権大会の状況を参考にし、早急に方針を決定することとした。

総務協議会資料
令和2年2月20日
まちづくり文化スポーツ部
国体室

「氷都新時代！八戸国体」青森県選手団の成績等について

1　参加人員

選手団		大会関係者	
本部役員	313名	大会役員	395名
選手・監督	1,367名	競技会役員	556名
スピード	357名	競技役員	327名
ショートトラック	200名	招待者	112名
フィギュア	171名	報道員	162名
アイスホッケー	639名	視察員	58名
計	1,680名	計	1,610名

2　総合成績

男女総合成績（天皇杯得点）		
順位	都道府県名	得点
第１位	北海道	283
第２位	長野県	228
第３位	東京都	145
第４位	山形県	143
第５位	**青森県**	**131**
第６位	埼玉県	126
第７位	兵庫県	119
第８位	神奈川県	113

女子総合成績（皇后杯得点）		
順位	都道府県名	得点
第１位	長野県	105
第２位	山形県	78
第３位	北海道	70
第４位	群馬県	59
第５位	愛知県	58
第６位	東京都	52
第７位	神奈川県	51
第８位	兵庫県	46

※青森県は第11位（43点）

3　スケート競技会（スピード・ショートトラック・フィギュア）

男女総合成績		
順位	都道府県名	得点
第１位	長野県	203
第２位	北海道	193
第３位	山形県	133
第４位	兵庫県	109
第５位	群馬県	102
第６位	愛知県	87
第６位	福岡県	87
第８位	**青森県**	**81**

女子総合成績		
順位	都道府県名	得点
第１位	長野県	105
第２位	山形県	78
第３位	北海道	70
第４位	群馬県	59
第５位	愛知県	58
第６位	東京都	52
第７位	神奈川県	51
第８位	兵庫県	46

※青森県は第11位（43点）

(1)　スピード競技少年男子

種　　目	順　　位	選 手 名	所　　属
５００ｍ	第　６　位	木　村　祐　大	八戸工業高等専門学校
	第　７　位	佐々木　快　彰	八戸学院光星高等学校
１０００ｍ	入賞者なし		
１５００ｍ	第　６　位	橋　本　芳　彦	八戸西高等学校
５０００ｍ	入賞者なし		
１００００ｍ	第　６　位	竹　中　裕　馬	八戸西高等学校
	第　８　位	大　崎　公　暉	八戸学院光星高等学校
２０００ｍリレー	第　４　位	竹　中　裕　馬 木　村　祐　大 佐々木　快　彰 橋　本　芳　彦	八戸西高等学校 八戸工業高等専門学校 八戸学院光星高等学校 八戸西高等学校

(2)　スピード競技少年女子

種　　目	順　　位	選 手 名	所　　属
５００ｍ	入賞者なし		
１０００ｍ	第　８　位	高　山　愛　子	八戸西高等学校
１５００ｍ	第　７　位	下　村　璃　々	八戸西高等学校
３０００ｍ	第　８　位	上　野　恵理子	八戸学院光星高等学校
２０００ｍリレー	第　７　位	高　山　愛　子 宮　下　和　奏 上　野　恵理子 下　村　璃　々	八戸西高等学校 八戸学院光星高等学校 八戸学院光星高等学校 八戸西高等学校

(3)　スピード競技成年男子

種　　目	順　　位	選 手 名	所　　属
５００ｍ	第　８　位	赤　坂　　仁	法政大学
１０００ｍ	入賞者なし		
１５００ｍ	第　４　位	山　本　大　史	明治大学
	第　５　位	毛　利　信太朗	高崎健康福祉大学
５０００ｍ	第　５　位	竹　中　誠　也	東洋大学
	第　８　位	山　本　大　史	明治大学
２０００ｍリレー	第　４　位	赤　坂　　仁 下　館　信　司 松　本　匡　平 清　川　一　樹	法政大学 明治大学 山梨学院大学 明治大学

(4)　スピード競技成年女子

種　　目	順　　位	選 手 名	所　　属
５００ｍ	入賞者なし		
１０００ｍ	第　５　位	鬼　頭　琴　音	八戸学院大学
	第　６　位	大　岩　未奈美	八戸学院大学
１５００ｍ	**第　３　位**	**澤　尻　麻里英**	**八戸学院大学**
	第　８　位	前　中　香　澄	八戸学院大学
３０００ｍ	**第　３　位**	**澤　尻　麻里英**	**八戸学院大学**
２０００ｍリレー	**第　２　位**	**前　中　香　澄** **杉　浦　美　咲** **大　岩　未奈美** **鬼　頭　琴　音**	**八戸学院大学** **八戸学院大学** **八戸学院大学** **八戸学院大学**

(5)　ショートトラック競技少年男子

５００m、１０００m　　出走者なし

(6)　ショートトラック競技少年女子

５００m、１０００m　　出走者なし

(7)　ショートトラック競技成年男子

５００m、１０００m、５０００mリレー　　出走者なし

(8)　ショートトラック競技成年女子

５００m、１０００m　　入賞者なし

３０００mリレー　　出走者なし

(9)　フィギュア競技少年男子

団体第15位

(10)　フィギュア競技少年女子

団体第９位

４　アイスホッケー競技会

総合成績			少年男子			成年男子		
順位	都道府県名	得点	順位	都道府県名	得点	順位	都道府県名	得点
第１位	北海道	90	第１位	北海道	40	第１位	北海道	40
第２位	東京都	75	第２位	埼玉県	35	第２位	東京都	35
第３位	埼玉県	70	第３位	東京都	30	第３位	栃木県	30
第４位	**青森県**	**50**	第４位	神奈川県	25	第４位	埼玉県	25
第４位	栃木県	50	**第５位**	**青森県**	**20**	**第５位**	**青森県**	**20**
第６位	神奈川県	35	第６位	大阪府	15	第６位	長野県	15
第７位	長野県	25	第７位	栃木県	10	第７位	愛知県	10
第７位	大阪府	25	第８位	福岡県	5	第８位	香川県	5

５　各競技会場の入場者数

	1月29日（水）	1月30日（木）	1月31日（金）	2月1日（土）	2月2日（土）	合　計
ＹＳアリーナ八戸		1,600	2,100	3,200	3,600	10,500
テクノルアイスパーク八戸	600	2,300	2,000	2,200	2,400	9,500
田名部記念アリーナ	400	300	300	350	180	1,530
三沢アイスアリーナ	720	940	1,000	1,080	200	3,940
ふくちアイスアリーナ	320	240	120	160		840
合　　計 （　）は66回大会との比較	2,040 (−780)	5,380 (+750)	5,520 (+1,060)	6,990 (+1,300)	6,380 (+1,150)	26,310 (+3,480)

総務協議会資料
令和２年２月 20 日
総務部行政管理課

包括外部監査契約の締結について

１　契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

２　契約の始期

令和２年４月１日

３　契約者

令和元年度の当市における監査の経験を生かして、次年度の監査が適正に実施されることが期待されるとともに、八戸市監査委員へ意見照会した結果、異議がない旨の回答を得たため、以下の者を契約者とするものである。

(1)　住所　　岩手県盛岡市盛岡駅前通２番 10-306 号
(2)　氏名　　荒　谷　祐　介
(3)　資格　　公認会計士

４　今後の予定

令和２年２月	市議会定例会へ議案提出
令和２年４月１日	包括外部監査契約締結及び告示
	監査の実施
令和３年２月	監査結果の報告

＜参考：地方自治法＞

（包括外部監査契約の締結）

第 252 条の 36　次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1)　都道府県
(2)　政令で定める市（※中核市が該当）

（略）

総務協議会資料
令和2年2月20日
総務部人事課

八戸市職員の定年等に関する条例の一部改正（案）の概要について

1　改正の理由

保健所長の定年の特例を定めるためのものである。

2　条例改正の概要

当市では、医師の定年は65歳となっているが、医師である保健所長の定年については、八戸市職員の定年等に関する条例の規定に基づき、その勤務を3年間延長している。

来年度以降も引き続き勤務を可能とするため、地方公務員法第28条の2第3項の規定に基づき、同条例において保健所長の職にある職員の定年を令和4年3月31日までの間、年齢70歳とする定年の特例を定めるものである。

3　改正の内容

（1）八戸市職員の定年等に関する条例の一部改正

保健所長の職にある職員の定年65歳を、令和4年3月31日までの間、70歳とする。

（2）附則において改正する条例

○八戸市職員退職手当支給条例の一部改正

保健所長の定年を70歳に改正することに伴い、希望退職優遇措置における年齢要件を、医師について55歳から65歳とあるのを令和4年3月31日までの間、保健所長に限り60歳から70歳とする。

4　施行期日

条例の公布日から施行する。

総務協議会資料
令和２年２月20日
総務部人事課

八戸市職員の退職年金等条例の廃止（案）の概要について

１　廃止の理由

昭和 37 年 12 月 1 日の地方公務員等共済組合法施行前における職員の退職年金等は、八戸市職員の退職年金等条例に基づき当市が支給している。

こうした中、平成 31 年３月に当該条例に基づく年金受給者が亡くなったことにより、その後は受給者が存在しない状況となり、今後新たに受給者が発生する見込みもないため、当該年金制度を廃止するものである。

２　廃止する条例

八戸市職員の退職年金等条例

３　施行期日

条例の公布日から施行する。

総務協議会資料
令和２年２月20日
総務部人事課

令和２年度機構改革（案）及び
八戸市事務分掌条例の一部改正（案）の概要について

１　令和２年度機構改革の主なもの

○　（仮称）八戸市総合保健センターの６月１日の供用開始に向けて、健康部の組織体制の整備を図るため、総合保健センター推進室を廃止するとともに、こども家庭相談室を新設する。

○　国保年金課と介護保険課を健康部から市民防災部に移管する。

令和元年度	令和２年度（案）
健康部 └国保年金課 └介護保険課 └総合保健センター推進室 └高等看護学院 └保健所 　└保健総務課 　└健康づくり推進課 　└保健予防課 　└衛生課	健康部 └保健所 　└保健総務課 　└健康づくり推進課 　└保健予防課 　└衛生課 └**こども家庭相談室** └高等看護学院
市民防災部 └市民課 └防災危機管理課 └くらし交通安全課	市民防災部 └市民課 └**国保年金課** └**介護保険課** └防災危機管理課 └くらし交通安全課

２　八戸市事務分掌条例の一部改正（案）の概要

(1) 改正の理由

総合保健センターの供用開始に向けた組織体制の見直しに伴い、健康部所管の国民健康保険及び国民年金並びに介護保険に関する事務を市民防災部に移管するものである。

(2) 改正の内容

○　分掌事務について（第２条）

令和元年度		令和２年度（案）	
健康部	ア　保健衛生に関すること。 イ　国民健康保険及び国民年金に関すること。 ウ　介護保険に関すること。	健康部	保健衛生に関すること。
市民防災部	ア　戸籍及び住民基本台帳に関すること。 イ　防災及び災害対策の総括に関すること。 ウ　危機管理に関すること。 エ　消費生活及び計量に関すること。 オ　市民生活の安全及び交通安全に関すること。	市民防災部	ア　戸籍及び住民基本台帳に関すること。 イ　国民健康保険及び国民年金に関すること。 ウ　介護保険に関すること。 エ　防災及び災害対策の総括に関すること。 オ　危機管理に関すること。 カ　消費生活及び計量に関すること。 キ　市民生活の安全及び交通安全に関すること。

(3) 施行期日

令和２年４月１日から施行する。

総務協議会資料
令和２年２月20日
総務部人事課

八戸市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の一部改正（案）の概要について

１．改正の理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）について適用される補償基礎額の規定を新たに整備するためのものである。

２．改正の内容

令和２年４月から「給料」が支給されることとなるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額について、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第４項に規定する平均給与額の例によることとするため、条例第２条の２に第５号を新設するとともに、同号に規定する職員を同条４号に規定する職員から除く規定を加える。

改正後	改正前
（補償基礎額） **第２条の２**　この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （１）　議会の議員　議会の議長が市長と協議して定める額 （２）　執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員　市長が定める額 （３）　その報酬が日額で定められている職員　負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって病気が確定した日において、その者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、補償を実施する機関が市長と協議して定める額） （４）　報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員**（次号に規定する職員を除く。）**　前号に掲げる者との均衡を考慮して補償を実施する機関が市長と協議して定める額 **（５）　給料を支給される職員　法第２条第４項に規定する平均給与額の例により補償を実施する機関が市長と協議して定める額**	（補償基礎額） **第２条の２**　この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （１）　議会の議員　議会の議長が市長と協議して定める額 （２）　執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員　市長が定める額 （３）　その報酬が日額で定められている職員　負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって病気が確定した日において、その者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、補償を実施する機関が市長と協議して定める額） （４）　報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員　前号に掲げる者との均衡を考慮して補償を実施する機関が市長と協議して定める額

３．施行期日

令和２年４月１日から施行する。

総務協議会資料
令和２年２月20日
総務部人事課

令和元年度八戸市職員採用試験の実施状況について

（１）大学卒業程度、短大卒業程度（技術職）

１　第一次試験　　令和元年 6月23日（日）　於 根城中学校
２　第二次試験　　令和元年 8月 5日（月）～ 7日（水）　於　市庁
３　合格発表　　令和元年 8月26日（月）
４　実施状況　　次表のとおり

職　種	採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a(%)	第一次合格者数	第二次合格者数 c		最終受験倍率 b/c
						内　定	名簿登載	
大学行政	10 人程度	88	74	84.1	20	10	4	5.3
大学土木	3 人程度	12	9	75.0	5	2		4.5
短大土木	2 人程度	4	3	75.0	2	2		1.5
大学建築	2 人程度	2	1	50.0	1	0		－
短大建築	1 人程度	0	0	0.0				－
大学電気	1 人程度	5	5	100.0	2	0		－
大学機械	1 人程度	6	5	83.3	1	1		5.0
短大機械	1 人程度	1	1	100.0	0	－		－
計	21 人程度	118	98	83.1	31	15	4	5.2

※ 第二次合格者のうち「名簿登載」は、採用の内定ではなく、採用内定者の辞退等により欠員が生じ、新たに採用が必要と判断した場合に、名簿登載順に内定者とするもの。

（２）獣医師、薬剤師（１回目）

１　試　　験　　令和元年 6月30日（日）　於　市庁
２　合格発表　　令和元年 7月 8日（月）
３　実施状況　　次表のとおり

職　種	採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a(%)	合格者数 c		最終受験倍率 b/c
					内　定	名簿登載	
獣医師	若干名	1	1	100.0	1		1.0
薬剤師	若干名	0	0	－			－
計		1	1	100.0	1		1.0

（３）短大・高校卒業程度、学芸員、農芸化学、司書、保健師、障がい者

１　第一次試験　　令和元年 9月22日（日）　於 市庁（障がい者）
　　令和元年 9月29日（日）　於 根城中学校（障がい者以外）
２　第二次試験　　令和元年11月 6日（水）～8日（金）　於　市庁
３　合格発表　　令和元年11月22日（金）
４　実施状況　　次表のとおり

職　種	採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a(%)	第一次合格者数	第二次合格者数 c		最終受験倍率 b/c
						内　定	名簿登載	
短大事務	5人程度	26	22	84.6	8	3	2	4.4
高校事務		26	25	96.2	9	5	2	3.6
高校土木	1人程度	2	2	100.0	2	2		1.0
学芸員(美術)	1人程度	9	8	88.9	3	2		4.0
学芸員(考古)	2人程度	3	3	100.0	0	－		－
農芸化学	2人程度	3	3	100.0	2	2		1.5
司書	1人程度	3	2	66.7	1	1		1.0
保健師	2人程度	11	11	100.0	7	3		3.7
障がい者	若干名	16	14	100.0	6	1		14.0
計		99	90	90.9	38	19	4	3.9

（４）獣医師、薬剤師（２回目）

１　試　　験　　令和元年10月 6日（日）　於　市庁
２　合格発表　　令和元年10月18日（金）
３　実施状況　　次表のとおり

職　種	採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b/a(%)	合格者数 c		最終受験倍率 b/c
					内　定	名簿登載	
獣医師	若干名	3	2	66.7	2		1.0
薬剤師	若干名	3	3	100.0	3		1.0
計		6	5	83.3	5		1.0

＜参考：平成30年度職員採用試験実施状況 ＞

職　種	採用予定者数	申込者数	受験者数	受験率(%)	第一次合格者数	第二次合格者数		最終受験倍率	辞退者数	採用者数
						内定	名簿登載			
大学行政	18 人程度	111	98	88.3	37	20	5	3.9	3	22
大学土木	2 人程度	6	4	66.7	3	2	1	1.3		3
短大土木	1 人程度	4	4	100.0	3	1		4.0	1	0
大学建築	2 人程度	4	4	100.0	2	2		2.0		2
短大建築	1 人程度	0	0	0.0				－		－
大学電気	2 人程度	3	3	100.0	2	1		3.0		1
短大電気	1 人程度	0	0	0.0				－		－
大学機械	1 人程度	3	2	66.7	2	2		1.0	1	1
短大機械	1 人程度	2	2	100.0	1	1		2.0		1
大学化学	1 人程度	2	2	100.0	1	1		2.0		1
大学農業	1 人程度	4	4	100.0	3	1		4.0		1
獣医師	若干名	4	4	100.0	3	3		1.3		3
薬剤師	若干名	3	3	100.0	3	3		1.0	2	1
短大事務	9 人程度	36	35	97.2	12	3	3	5.8	2	4
高校事務		41	41	100.0	14	6	2	5.1	1	7
高校土木	1 人程度	3	3	100.0	2	2		1.5		2
高校電気	1 人程度	1	1	100.0	1	1		1.0		1
学芸員(美術)	1人程度	10	8	80.0	3	1	1	4.0		1
学芸員(考古)	2 人程度	12	12	100.0	6	2	1	4.0		2
農芸化学	1 人程度	2	2	100.0	2	2		1.0		2
保健師	1 人程度	13	12	92.3	3	1	1	6.0		1
精神保健福祉士①	1 人程度	0	0	0.0				－		－
身体障がい者①	2 人程度	1	1	100.0	1	1		1.0		1
大学電気②	若干名	2	2	100.0	1	1		2.0		1
短大電気②		0	0	0.0				－		－
精神保健福祉士②	1人程度	4	4	100.0	2	1		4.0		1
獣医師②	若干名	2	1	50.0	1	1		1.0	1	－
薬剤師②	若干名	0	0	0.0				－		－
身体障がい者②	若干名	4	2	50.0				－		－
身体障がい者③	若干名	1	1	100.0				－		－
合　計		278	255	91.7	108	59	14	3.4	11	59

総務協議会資料
令和２年２月２０日
総務部人事課

懲戒処分（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反並びに青森県迷惑行為等防止条例違反）の報告について

地方公務員法第２９条第１項により、下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

記

１　**被処分者**　　環境部下水道施設課　技能主事　森　隆樹　４６歳　男性

２　**処分内容**　　懲戒処分　停職３月

３　**処分年月日**　　令和２年１月２４日

４　**事実の概要**

当該職員は、平成２９年６月１４日から令和元年８月１１日までの間１０回にわたり、女性に対し待ち伏せによるストーカー行為を行い、また、令和元年６月２日及び同月１６日の２回にわたり、別の女性方の室内をスマートフォンで撮影したもので、令和元年１２月２７日にストーカー行為等の規制等に関する法律違反並びに青森県迷惑行為等防止条例違反により起訴され、その後、罰金５０万円の処分を受けたものであります。

なお、令和元年５月及び８月の２回にわたる、別の女性に対する待ち伏せ行為については不起訴処分となったものであります。

このことは、地方公務員法第３３条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するものであり、市民の信頼に応え、全体の奉仕者たるべき市職員としてあるまじき行為であります。

市では、今後このようなことのないよう強く自覚と反省を求めるため、停職処分としたものであります。

５　**今後の対応**

法令順守については、これまでも職員に対して指導してきたところでありますが、今回の不祥事を深く反省し、公務内外を問わず、職員一人ひとりが公務員としての責任を強く自覚し、今後二度とこのような不祥事を起こすことがないよう、より一層注意喚起、指導の徹底を図って参ります。

総務協議会資料 令和２年２月 20 日 監査委員事務局

八戸市監査委員に関する条例の一部改正（案）の概要について

１　改正の理由

決算審査等に係る意見の提出期限の見直しをするとともに、地方自治法の一部改正に伴う規定の整理をするためのものである。

２　改正の内容

⑴　決算審査等に係る意見の提出期限の見直し

決算審査等に係る監査委員の意見の提出期限について事務処理の実態に即した見直しを行い、現行の「審査に付された日から 30 日以内」を、地方公営企業法の適用を受けないものについては「審査に付された日から 60 日以内」に、地方公営企業法の適用を受けるものについては「審査に付された日から 90 日以内」に改めるもの

⑵　地方自治法の一部改正に伴う規定の整理

地方自治法の一部改正に伴い、条例中で引用している同法の規定に条項ずれが生じることから、当該部分を改めるもの

３　施行期日

令和２年４月１日

令 和 ２ 年 ２ 月 20 日
教育委員会　教育指導課

令和２年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

１　事業の趣旨

八戸市の青少年（中学生）を海外に派遣し、訪問国の歴史、文化、産業、教育等の見学や、青少年との親善交歓をとおして、国際協調の精神を育て、次代の国づくり、まちづくりを担う青少年の健全育成を図るとともに、参加青少年による青少年団体活動への寄与を期待して行う。

２　来年度（令和２年度）の予定

訪 問 国 ： 中華人民共和国（上海・西安・蘭州・北京）
派遣期間 ： 令和２年５月 21 日（木）～29 日（金）　８泊９日
派遣人員 ： 団長１人,特別団員４人,一般団員（中学２年生）26 人の合計 31 人

３　海外情勢について

中国湖北省武漢市を中心とした新型コロナウイルスの感染が短期間で世界に広まっている。2 月 19 日時点で中国国内の感染者は約７万４千人、死亡者は 2,000 人を超え、2003 年のＳＡＲＳを上回り、日本国内でも感染拡大が懸念されることから、事業を実施することが難しいと判断し、蘭州市（外事弁公室及び教育局）と協議の上、中止を決定した。

記

① 現在の海外情勢で海外へ渡航することは、生徒の安全を確保することが極めて難しい。

② ＷＨＯが緊急事態を宣言し、世界中で対策が取られているだけでなく、国内でも指定感染症と定められ、検疫体制を相当強化していることから、出入国や移動の制限だけでなく、感染の恐れがある場合は隔離される場合も考えられる。

③ 都市部や空港には、海外からの入国者が多数存在し、新型コロナウイルスに感染した者がいる可能性が高く、ウイルスへの感染が懸念される。

④ 帰国時に派遣団員が感染した場合も同様に潜伏期間があり、感染に気付かず通常の学校生活を送った場合、市内の学校を中心とした流行も懸念される。

総務協議会資料
令和２年２月 20 日
こども支援センター

八戸市こども支援センター条例の一部改正（案）の概要について

1　改正理由

八戸市こども支援センターを（仮称）八戸市総合保健センターへ移転することに伴い、こども支援センターの位置が変更となることから、条例の一部改正を行うものである。

2　改正内容

令和２年６月１日にこども支援センターを（仮称）八戸市総合保健センターへ移転することに伴い、条例に規定されているこども支援センターの位置を改める。

3　施行期日

令和２年６月１日